

奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十六号

奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年十二月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「60円」を「36円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。